

第4章 重点整備地区の区域と特定経路の設定

1. 重点整備地区の区域の考え方

重点整備地区の区域は、特定旅客施設を中心として、高齢者、身体障害者等が通常徒歩で移動する概ね500m～1kmの範囲において、主要施設の分布状況等を勘案して設定します。

2. 特定経路の考え方

近江八幡駅の周辺地区では、区画整理事業等により地区の骨格となる道路整備がほぼ完了しています。これらの道路のうち、重点整備地区内の主要施設を結ぶ経路となるものを「特定経路」と位置付けます。

3. 重点整備地区の区域及び特定経路の設定

近江八幡市では、上記の考え方に基づいて、重点整備地区における区域及び特定経路を次のように設定しました。

<区域>

近江八幡駅を中心に、概ね半径1kmに含まれるエリアを対象とします。

区域には、市民病院、総合福祉センターひまわり館、市役所等官庁街通り沿いの公共施設、ぶーめらん通り(県道近江八幡停車場線)沿いの商店街、ダイエー、平和堂等の商業施設、駅南側のマイカル、サティ、サウスモール等の商業施設、また近江八幡いきいきふれあいセンター(近江八幡人権センター)、サンビレッジ近江八幡等南側の公共施設などの主要施設を含めるものとします。

上記の主要施設の関係から、北側は半径1km圏を超えて市民病院、ダイエー付近まで、南側はサウスモールを含むものとします。また、東側は主要施設の分布が少ないため半径500m圏あたりの鷹飼町、西側は八幡高等学校、日本カーボン工場敷地西側境界付近を含む区域としま

<特定経路>

近江八幡駅北側エリア

「北口駅前広場」内の歩道及び北口駅前広場から市役所等官庁街への南北の主経路となる「市道区整東1号線(通称コミュニティ道路)」、「市道区整東5号線」、「県道近江八幡停車場線(通称ぶーめらん通り)」を特定経路とします。

東西の主経路として、近江八幡駅から八幡高等学校へ至る「県道近江八幡守山線(通称サンロード)」、青樹会病院へ至る「市道駅前西庄線(通称チャペル通り)」、官庁街から市民病院へ至る「市道黒橋八木線(通称官庁街通り)」を特定経路とします。

近江八幡駅南側エリア

「南口駅前広場(サティまでの歩行者デッキも含む)」内の歩道及び南口駅前広場からマイカル、サンビレッジ、サウスモール等への南北の主経路となる「市道近江八幡駅千僧供線」を特定経路とします。

東西の主経路として、南口駅前広場から近江八幡人権センター等へ至る「市道区整南歩専1条線」及び「市道区整南1条線」、同じく南口駅前広場からマイカル付近の「市道中小森鷹飼線」を特定経路とします。

重点整備地区の区域及び特定経路

